

新型コロナウイルス感染症に伴う  
熊本県中小企業者向け支援策  
ガイドブック ver.01

令和2年3月13日

熊本県

※作成日時点で把握している支援措置を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症関係 中小企業支援制度一覧

	支援施策	事業実施主体・窓口	ページ
I 経営等 相談全般	<b>相談支援</b> ①相談窓口の設置 ・事業者向け経営・金融相談		1~2
II 経営の 維持	<b>融資（県）</b> ①金融円滑化特別資金 (1) 新型コロナウイルス感染症対策分 (2) SN4号関係新型コロナウイルス感染症対策分 (参考)金融円滑化特別資金【全体】 ②小規模事業者おうえん資金	① 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、各金融機関  ② 商工会、商工会議所、くまもと産業支援財団、各金融機関	3~4 5 6  7~9 10
	<b>融資（熊本県信用保証協会）</b> ③緊急時短期資金	③熊本県信用保証協会	11~14
	<b>融資（政府系金融機関）</b> ④日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充 ⑤新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付【対象は旅館業・飲食店営業・喫茶店営業】	④日本政策金融公庫  ⑤日本政策金融公庫	15~16  17
	<b>補助（国）</b> ①小規模事業者持続化補助金	① 中小企業庁	18
III 雇用 関係	<b>助成金（国）</b> ①雇用調整助成金の特例措置 ②小学校休業等対応助成金 ③時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例	①熊本労働局職業対策課分室 ②熊本労働局 ③テレワーク相談センター、熊本労働局雇用環境・均等室	19 20 21
	<b>助言等（国）</b> ①下請かけこみ寺「特別相談窓口」	①中小企業庁	22
	<b>相談支援（国・県）</b> ①国税に関する問い合わせ ②県税に関する問い合わせ	①各税務署等 ②熊本県（各広域本部税務等）	23 24
参考	新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省資料）		25-27

## 相談支援

### ①相談窓口の設置

☆ 以下の相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受ける中小企業からの相談にきめ細やかに対応（令和2年1月29日（水）～）

#### ○ 経営関係（商工会）

#### <新型コロナウイルス経営相談ホットライン>

受付時間：平日9時～17時

機関名	電話番号
県央地区（熊本市・宇城・上益城）	096-372-2500
県北地区（玉名・城北・阿蘇）	080-8590-0756
県南地区（八代・球磨）	080-8590-0758
天草地区（天草）	080-8590-0759

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本市託麻商工会	096-380-0014	高森町商工会	0967-62-0274
熊本市北部商工会	096-245-0127	南阿蘇村商工会	0967-62-9435
熊本市河内商工会	096-276-0342	西原村商工会	096-279-2295
熊本市飽田商工会	096-227-0852	御船町商工会	096-282-0322
熊本市天明商工会	096-223-2022	嘉島町商工会	096-237-0734
熊本市富合商工会	096-358-2521	益城町商工会	096-286-2551
熊本市城南商工会	0964-28-2317	甲佐町商工会	096-234-0272
熊本市植木町商工会	096-272-0236	山都町商工会	0967-72-0186
宇土市商工会	0964-22-5555	八代市商工会	0965-52-8111
宇城市商工会	0964-42-8111	氷川町商工会	0965-62-2021
美里町商工会	0964-47-0336	芦北町商工会	0966-82-2548
玉名市商工会	0968-57-0323	津奈木町商工会	0966-78-3580
玉東町商工会	0968-85-2174	錦町商工会	0966-38-0009
南関町商工会	0968-53-0120	あさぎり町商工会	0966-45-0969
長洲町商工会	0968-78-0410	多良木町商工会	0966-42-2525
和水町商工会	0968-86-2127	湯前町商工会	0966-43-3333
山鹿市商工会	0968-46-2141	水上村商工会	0966-44-0073
菊池市商工会	0968-25-1131	相良村商工会	0966-35-0504
合志市商工会	096-242-0733	五木村商工会	0966-37-2321
大津町商工会	096-293-3421	山江村商工会	0966-24-9326
菊陽町商工会	096-232-2757	球磨村商工会	0966-25-6660
阿蘇市商工会	0967-32-0200	上天草市商工会	0969-56-0244
南小国町商工会	0967-42-0142	天草市商工会	0969-23-2020
小国町商工会	0967-46-3621	苓北町商工会	0969-37-1244
産山村商工会	0967-25-2811		

熊本県商工会連合会	096-325-5161
-----------	--------------

#### ○ 経営関係（商工会議所）

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本商工会議所	096-354-6688	水俣商工会議所	0966-63-2128
コロナ経営相談	096-324-0033	玉名商工会議所	0968-72-3106
八代商工会議所	0965-32-6191	本渡商工会議所	0969-23-2001
人吉商工会議所	0966-22-3101	山鹿商工会議所	0968-43-4111
荒尾商工会議所	0968-62-1211	牛深商工会議所	0969-73-3141

○ 経営関係(中小企業団体中央会)

機関名	電話番号
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255

○ 経営関係(よろず支援拠点)

機関名	電話番号
公益財団法人くまもと産業支援財団 中小企業支援センター よろず支援拠点推進室	096-286-3355

○ 金融関係

機関名	電話番号	機関名	電話番号
日本政策金融公庫 熊本支店(国民生活)	096-353-6121	日本政策金融公庫 熊本支店(中小企業)	096-352-9155
日本政策金融公庫 八代支店	0965-32-5195	商工組合中央金庫 熊本支店	096-352-6184
熊本県信用保証協会	096-375-2000		

○ 労働関係

機関名	電話番号
熊本労働局雇用環境・均等室【総合労働相談センター】	096-352-3865
熊本労働局管内各ハローワーク	—
熊本県しごと相談・支援センター(くまジョブ)	(キャリアカウンセリング) 096-352-0895 (生活相談) 096-351-0500 (労働相談) 096-352-3613

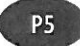

○ 国関係機関

機関名	電話番号
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447



## 融資（県）

### ①金融円滑化特別資金

県制度融資における資金名	(1)金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分) 	(2)金融円滑化特別資金⇒P6 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分) 
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
融資限度額	<b>8,000万円(通常枠)</b>	<b>8,000万円(特別枠)</b> ※(1)と併せて1.6億円
融資期間	1年～10年(据置期間 1年以内)	
利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)	
借換え	<b>熊本地震分(※)について可能</b>	
取扱開始	<b>令和2年3月10日</b> ※令和2年3月2日から開始した拡充前の制度利用者も対象	

※熊本地震に関する熊本県制度融資（SN4号、激甚、小規模事業者おうえん資金（一部））、及び市町村の熊本地震に関する特別融資分

#### 【ポイント】

👉 保証料は県が全額補助

👉 熊本地震に係る借入（保証付き）の借換えが可能

⇒ 1年間の返済猶予と返済期間の延長による月々の返済負担軽減

※イメージは「別紙」のとおり

## 【参考】熊本地震による借入分の借換え（イメージ）

## &lt;借換えを認めない場合（現行）&gt;

○返済済み額で生じた枠を利用し追加で借入するパターン（支払いが二重となる）

○現在借入額  
: 5,000万円  
○融資期間  
: 10年  
(うち1年据置)

返済済み: 4年	残高 : 約3,400万円 返済額 : 約50万円/月 ① 残存期間 : 6年
----------	---

●追加借入額②  
: 1,600万円  
●融資期間  
: 10年  
(うち1年据置)

追加借入れ: 約1,600万円 (借入合計 5,000万円)  
返済額 : (1年目 据置期間中) 金利のみ 約2.2万円/月②  
(2年目以降) 元金、金利支払い 約16万円/月②'

返済合計額 (①+②+②')

1年目	2年目~6年目	7~10年目
約52.2万円/月	約66万円/月	約16万円

## &lt;借換えを認める場合&gt;

○借入残高のみを借換えするパターン

⇒1年間の元金返済猶予、月々の返済負担額が軽減される

○借換え額  
: 3,400万円  
○融資期間  
: 10年  
(うち1年据置)

返済額 : (1年目 据置期間中) 金利のみ 約4.6万円/月③  
(2年目以降) 元金、金利支払い 約35万円/月③'

返済合計額 (③+③')

1年目	2年目~10年目
約4.6万円/月	約35万円/月

○借入残高の借換えに加え、新規の借入れを行うパターン

⇒月々の返済負担額が軽減することにより、従来の返済額により、追加の借入れが可能となる

○借換え + 新たな借入れ  
(3,400万円) (1,600万円)  
= 合計 5,000万円

返済額 : (1年目 据置期間中) 金利のみ 約6.8万円/月④  
(2年目以降) 元金、金利支払い 約50万円/月④'

○融資期間  
: 10年  
(うち1年据置)

返済合計額 (④+④')

1年目	2年目~10年目
約6.8万円/月	約50万円/月

## 融資(県)

### (1)金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は 今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少している者										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.70%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.90%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利 率	3年以内	固定 年1.70%以内	5年以内	固定 年1.90%以内	7年以内	固定 年2.00%以内	7年超	固定 年2.30%以内
融資期間	利 率										
3年以内	固定 年1.70%以内										
5年以内	固定 年1.90%以内										
7年以内	固定 年2.00%以内										
7年超	固定 年2.30%以内										
支援対象経費等	運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% ※県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	1企業 8,000万円 1組合 1億円										
借換え	<p>次の資金については、借換えができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者</li> <li>(8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</li> <li>(9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者</li> <li>(10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</li> </ul> </li> <li>小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金</li> <li>平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。)</li> <li>金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P9別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。)</li> </ul>										
取扱期間	令和2年3月2日から運用開始										
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> <li>商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P1~2 ①相談窓口参照)</li> <li>取扱金融機関</li> <li>商工振興金融課 096-333-2314</li> </ol>										

※セーフティネット保証4号関係は、次ページを参照

## 融資(県)

### (2) 金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	セーフティネット第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ※市町村長から4号認定を受けるための要件 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利率	3年以内	固定 年1.50%以内	5年以内	固定 年1.65%以内	7年以内	固定 年1.80%以内	7年超	固定 年2.00%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定 年1.50%以内										
5年以内	固定 年1.65%以内										
7年以内	固定 年1.80%以内										
7年超	固定 年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% ※県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	8,000万円 ※(1)金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)と併せて最大1.6億円										
借換え	<p>次の資金については、借換えができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>(7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者</li> <li>(8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</li> <li>(9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者</li> <li>(10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</li> </ul> </li> <li>小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金</li> <li>平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。)</li> <li>金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P9別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。)</li> </ul>										
取扱期間	※令和2年3月2日から令和2年6月1日まで(状況により延長の可能性あり)										
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> <li>商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P1~2 ①相談窓口参照)</li> <li>取扱金融機関</li> <li>商工振興金融課 096-333-2314</li> </ol>										

〔参考〕金融円滑化特別資金

<p>制度概要</p>	<p>売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度</p>
<p>支援対象者</p>	<p>(1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。)が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者</p> <p>(2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(別表3-1～3-3省略、今回該当の別表3-4はP9参照)</p> <p>(3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者</p> <p>(4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者</p> <p>(5) セーフティネット第5号、第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(7) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者</p> <p>(8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p> <p>(9) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者(信用保証協会の保証対象者に限る)</p> <p>(10) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p> <p>(11) 東日本大震災による影響を受け、次の①～③のいずれかに該当する者【責任共有制度対象外】</p> <p>① 特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に定める市区町村をいう)内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令(平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。)第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>② 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>③ 特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p>



融資利率	融資期間	支援対象者(1)~(5)	支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定者、(7)~(10)	支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外、(11)					
	2年以内	-	固定 年1.30%以内 (※2)	-					
	3年以内	固定 年1.70%以内	固定 年1.50%以内	固定 年1.50%以内					
	5年以内	固定 年1.90%以内	固定 年1.65%以内	固定 年1.70%以内					
	7年以内	固定 年2.00%以内	固定 年1.80%以内	固定 年1.90%以内					
	7年超	固定 年2.30%以内	固定 年2.00%以内	固定 年2.10%以内					
※ 経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。 ※2 「2年以内」は、(8)~(10)のみ活用可能。									
支援対象経費等	設備資金又は運転資金 但し、(2)の別表3-2、3-3、3-4は、運転資金のみ								
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、支援対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	融資対象者(1)、(2)(別表3-1・3-2・3-3)、(3)、(4)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
融資対象者(8)									
・ 融資期間2年以内：0.00% ※グループ補助金交付決定分を2年以内で借り入れる場合であって、かつ、自己資金分を借り入れる場合は、当該自己資金分も全額補助(融資期間の長短問わず) ・ 融資期間2年超：0.50%									
融資対象者(2)(別表3-4)	融資対象者(5)	融資対象者(6)				融資対象者(7)、(9)、(10)	融資対象者(11)		
0.00%	0.62%	セーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)		0.50%	0.50%	0.50%			
		セーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)		0.00%					
		上記以外		0.75%					
※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合(融資対象者(5)~(11)を除く) ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合									
限度額等	1企業 5,000万円 但し、(2)は別表参照。(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円((6)のうち、セーフティネット第4号(新型コロナウイルス感染症分)は別枠8,000万円)、(7)及び(8)は合計で別枠8,000万円、(11)は別枠8,000万円  1組合 1億円 但し、(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円((6)のうち、セーフティネット第4号(新型コロナウイルス感染症分)は別枠8,000万円)、(7)~(10)は合計で別枠8,000万円、(11)は別枠8,000万円								

取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者(11)の取扱期間は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内の貸付実行分まで。</li> <li>・支援対象者(7)～(10)の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、災害関係保証の適用期間内の貸付実行分まで。</li> <li>・支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の保証協会受付分まで。</li> <li>・支援対象者(2)の(別表3-4)の取扱期間は、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット第4号の指定期間内の保証協会受付分まで。</li> </ul>
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P1~2 ①相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

別表3-1（アスベスト関連）・別表3-2（鳥インフルエンザ）・別表3-3（口蹄疫）は省略

別表3-4（新型コロナウイルス感染症）

項目	融資条件等
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して減少している者又は今後2か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少する見込みである者
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業、8,000万円

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。



## 融資(県)

### ②小規模事業者おうえん資金

制度概要	小規模企業者で資金が必要な県内の中小企業者の方を対象にした融資制度
支援対象者	既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の小規模企業者。
融資利率	1年超 3年以内 固定 年 1.30%以内 3年超 5年以内 固定 年 1.45%以内 5年超 7年以内 固定 年 1.60%以内
支援対象経費等	設備資金又は運転資金
補助率	信用保証料補助率:0.2%~0.85% 補助後保証料率 0.50~1.35% ただし、熊本地震による被害の影響を受けた場合は、全額保証料補助(罹災証明書等又は、熊本地震の影響で売上が減少していることを証明できる書類等が必要)
限度額等	2,000万円
取扱期間	随時
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、くまもと産業支援財団 及び熊本県信用保証協会 (P1~2 ①相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

## 融資(信用保証協会)

### ③緊急時短期資金

制度概要	事業に影響を受けた中小企業に対し、当面の運転資金をスピーディーかつ積極的に対応するための資金
支援対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業
支援要件	融資利率:金融機関所定利率 保証料率:年0.45%~2.20% ※財務内容等により決定 ※会計処理に関する割引制度及び有担保割引制度により割り引く場合あり。
支援対象経費等	運転資金
限度額等	月商の1カ月以内
取扱期間	
事業主体 問い合わせ先	熊本県信用保証協会 本 所 096-375-2000(代表) 八代支所 0965-33-2579 天草支所 0969-23-2015

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の皆さまへ

## 緊急時短期資金

当面の運転資金をスピーディかつ積極的に応援します。

### (緊急時短期資金の概要)

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
金額	月商の1ヵ月以内
期間	6ヵ月以内
保証料率	年0.45%~2.20% ※財務内容等により決定されます。 ※なお、いずれの場合も担保提供のある中小企業者については、0.1%、会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。
金利	金融機関所定利率
返済方法	一括
担保	原則不要
期限到来時の対応	長期資金へ借換えることができます。 別口で公的な融資制度等を活用することで、新たな資金調達も可能となります。

※金融機関および当協会での審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください

お問合せ窓口

保証部

TEL 096-375-2000

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の皆さまへ

## 緊急時条件変更

最長6ヵ月間の元金据置をスピーディーかつ積極的に対応します。

### (緊急時条件変更の概要)

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
据置期間	6ヵ月以内
経営支援	据置期間内に事業の継続、改善に向けた専門家による支援をご希望の方は、当協会の「専門家派遣事業」(通称:専門家派遣サービス・ファイブ)をご活用ください。  専門家派遣サービス・ファイブとは… 中小企業診断士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士の5つの士業の専門家を無料で派遣する制度です。
据置期間後の対応	中小企業の皆さまの実情に合わせ、再度の元金据置の条件変更を含め柔軟に検討いたします。

お問合せ窓口  
保証部  
経営支援部  
TEL 096-375-2000

令和2年3月6日

## 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口について

当協会では、新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業の皆さまのご相談に応じるため、令和2年1月29日より経営相談窓口を開設しておりますが、今般、休日電話相談を開始しましたのでお知らせします。

### ◆相談窓口名

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

### ◆受付時間 平日：9：00～17：15

3月中の土日・祝日については、以下の通り対応いたします。

受付時間：9：00～17：00

相談窓口：本所事務所

### ◆場 所

3月中の土日・祝日に支所へ電話された場合、本所に転送されます。

場所	住所	電話番号
本 所	熊本市中央区南熊本4丁目1-1	096-375-2000
八代支所	八代市若草町10-6	0965-33-2579
天草支所	天草市今釜新町3561	0969-23-2015

**当協会ホームページトップ画面のお問い合わせフォーマットより、  
メールでも受付けておりますので、まずはお気軽にご相談ください！**

2020年3月12日  
株式会社日本政策金融公庫**新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充し、令和2年3月17日より取扱いを開始します。

**主な制度拡充内容（3月17日取扱い開始）**

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

**（1）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設

**（2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」および「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）**

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を実施

（注）令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等を経由してご利用いただいているお取引についても、要件を満たす場合は遡及適用が可能です。

日本公庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （１）最近１カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３カ月以上１年１カ月未満の場合は、最近１カ月の売上が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年１２月の売上高 ③ 令和元年１０月から１２月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内）		
利率（年） (注1)	国民生活事業	3,000万円以内の部分 (注2)	当初3年間：基準利率－0.9% 3年経過後：基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分 (注2)	当初3年間：基準利率－0.9% 3年経過後：基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2) 一部の対象者については、基準利率－0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）および生活衛生改善貸付の拡充の概要（国民生活事業）

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方  【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近１カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	設備資金 10年以内（4年以内） 運転資金 7年以内（3年以内）
利率（年）	特別利率 F	当初3年間：特別利率 F－0.9% 3年経過後：特別利率 F



## 融資(政府系金融機関)

### ⑤新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

制度概要	感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化(衛生環境の激変)に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図る
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方
支援要件	1、2の両方に該当する方 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること (1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること (2)業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月(最近1か月を含みます。)の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること 2.中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
支援対象経費等	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金
利率	基準利率。 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率C(基準利率-0.9%)
限度額等	【旅館業】別枠3,000万円、7年以内 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円、7年以内
取扱期間	令和2年2月21日(金)から令和2年8月31日(月)まで
備考	利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要。
事業主体 問い合わせ先	○日本政策金融公庫 日本政策金融公庫熊本支店 中小企業事業 096-352-9155 国民生活事業 096-353-6121 八代支店 国民生活事業 0965-32-5195

補助(国)

①小規模事業者持続化補助金

制度概要	<p>小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人(以下「小規模事業者等」という。)が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の経費の一部を補助する</p>
支援対象者	<p>小規模事業者であること※(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条参照)          なお、特定非営利法人は、一定の要件を満たす場合に限り補助対象者となる(詳細は公募容量を参照。)</p> <p>商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下          サービス業(宿泊業・娯楽業) 常時使用する従業員の数 20人以下          製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下</p> <p>※新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援が予定。</p>
支援要件	<p>持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。</p> <p>【想定される活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデルの転換を図る。</li> <li>-旅館が、自動受付機を導入し、省人化する。等</li> </ul> <p>※詳細は公募要領を参照</p>
支援対象経費等	<p>機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費</p>
補助率	<p>補助対象経費の2/3</p>
限度額等	<p>上限:50万円(産業競争力強化法に基づく認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は補助上限額が100万円)</p>
募集時期	<p>令和2年3月13日(金)公募開始          第1回受付締切:令和2年3月31日(火)          第2回受付締切:令和2年6月5日(金)          第3回受付締切:令和2年10月2日(金)          第4回受付締切:令和2年2月5日(金)</p>
事業主体 問い合わせ先	<p>中小企業庁 小規模企業振興課</p> <p>■商工会の管轄区域で事業を営んでいる小規模事業者の方          各地域の商工会または熊本県商工会連合会(096-372-2500)          ■商工会議所の管轄区域で事業を営んでいる小規模事業者の方          各地域の商工会議所</p> <p>※各地域の商工会、商工会議所の連絡先は、P1~2に記載。</p>

## 助成金(国)

### ①雇用調整助成金の特例措置

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。
支援対象者	支給対象事業主：雇用保険適用事業所 支給対象労働者：雇用保険被保険者
支援要件 (特例措置の概要)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を行わざるを得ない事業主を対象に、次のとおり特例措置が講じられることとなりました。</p> <p>休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 休業等計画届の事後提出を可能とする。 令和2年5月31日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、令和2年1月24日以降に開始された休業等について遡及適用する。</li> <li>② 事業所の生産指標の確認期間を3カ月から1カ月に短縮する。 (生産量、売上高などの生産指標が前年同期比と比べて10%以上減少)</li> <li>③ 最近3カ月間の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。</li> <li>④ 令和2年1月24日時点において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。</li> <li>⑤ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする。</li> <li>⑥ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 前回の支給対象期間が満了した日から起算して1年を経過していなくても受給できることとする。</li> <li>イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。</li> </ol> </li> </ol>
支援対象経費等	<ol style="list-style-type: none"> <li>①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成</li> <li>②教育訓練を実施したときの加算</li> </ol>
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>①大企業1/2、中小企業2/3</li> <li>②加算額 1,200円(1人1日当たり)</li> </ol>
限度額等	①対象労働者1人1日当たり8,330円が上限
募集時期	随時
事業主体 問い合わせ先	厚生労働省 熊本労働局職業対策課分室 096-312-0086

## 助成金(国)

### ②小学校休業等対応助成金

制度概要	<p>小学校等が臨時休業した場合等に、</p> <p>①その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた企業</p> <p>②委託を受けて個人で仕事をする方に対する助成金を創設</p>
支援対象者	<p>支給対象事業主:臨時休業した小学校等に通う子の保護者であって、</p> <p>①労働者に対して、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主</p> <p>②個人で就業する予定であった場合で、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの事業主</p> <p>支給対象労働者:①-(1)親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者。①-(1)のほか、①-(2)各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む。</p>
助成内容	未定(詳細が決まり次第、近日中に、熊本労働局等のHPで発表予定)
支援対象経費等	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額
補助率	<p>①10/10 (大企業、中小企業ともに同様)</p> <p>②定額</p>
限度額等	<p>①有給の休暇を取得させて事業主は、1人1日当たり8,330円が上限</p> <p>②就業できなかった個人事業主は、1日当たり4,100円(定額)</p>
募集時期	未定
事業主体 問い合わせ先	厚生労働省 熊本労働局

## 助成金(国)

### ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例

制度概要	新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金(①テレワークコース、②職場意識改善コース)の特例的なコースを時限的に設けるもの。
支援対象者	①新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規(※)で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象 ②新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成内容 (主な要件)	①事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること ②事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
支援対象経費等	①テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等 ②就業規則等の作成・変更、労務管理用機器等の導入・更新等
補助率	①補助率: 1/2 ②補助率: 3/4 ※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4/5を助成
限度額等	①1企業当たりの上限額: 100 万円 ②上限額: 50 万円
募集時期	令和2年(2020年)2月17日~5月31日 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。
問い合わせ先	①テレワーク相談センター 0120-91-6479 ②厚生労働省 熊本労働局 雇用環境・均等室 096-352-3865

①下請かけこみ寺「相談窓口」

制度概要	中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁などについての相談を受け付けており、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートする
支援対象者	下請事業者
問い合わせ先	フリーダイヤル 0120-418-618
受付時間	平日9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く)
相談事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払日を過ぎても代金を支払ってくれない</li> <li>・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない</li> <li>・発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された</li> <li>・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された</li> <li>・「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれた</li> <li>・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた</li> </ul>
事業主体	中小企業庁



相談支援(国)

①国税に関するお問い合わせ

税務署	所在地	電話番号	管轄地域
阿蘇	〒869-2693 阿蘇市一の宮町宮地1944番地	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草	〒863-8686 天草市古川町4番2号	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土	〒869-0493 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池	〒861-1393 菊池市七城町甲佐町74番地1 菊池市役所七城支所庁舎	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西	〒860-8624 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	〒862-8702 熊本市東区東町3丁目2番53号	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名	〒865-8691 玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉	〒868-8691 人吉市寺町20番地1	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代	〒866-8605 八代市花園町16番地2	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿	〒861-0591 山鹿市山鹿970番地 山鹿合同庁舎	0968-44-2181	山鹿市



相談支援(県)

②県税に関するお問い合わせ

県税に関するお問い合わせは、ご相談の内容により管轄する広域本部が異なりますので、下表のとおり管轄の広域本部までお願いします。

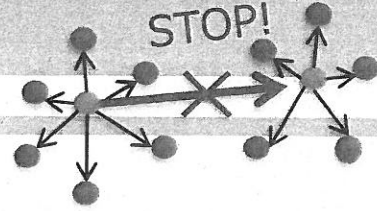
- 課税の内容、申告、減免について  
税金の種類、地域ごとに管轄する広域本部にお問い合わせください。
- 納税について  
お住まいのご住所を管轄する広域本部(太枠)にお問い合わせください。  
(なお、県外にお住まいの方は、県央広域本部にお問い合わせください。)

(参考)

- 固定資産税、住民税、軽自動車税などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税などについては、お住まいのご住所を管轄する税務署にお問い合わせください。

税金の種類	管轄地域	管轄広域本部等
法人県民税・法人事業税 ゴルフ場利用税 県民税利子割 県たばこ税 鉱区税	県下全域	県央広域本部(税務部) 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階) ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200(代表) ○納税に関すること Tel 096-333-3210(代表)
個人事業税 軽油引取税 不動産取得税※ 狩猟税 産業廃棄物税 ※不動産取得税の問合せ先 ○課税内容等については、取得された 不動産の所在地を管轄する広域本部へ ○納税については、お住まいのご住所を 管轄する広域本部へ	熊本市、宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡	県央広域本部(税務部) 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階) ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200(代表) ○納税に関すること Tel 096-333-3210(代表)
	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合 志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇 郡	県北広域本部 〒861-1331 菊池市隈府1272-10 (菊池総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0968-25-4124 ○納税に関すること Tel 0968-25-4272
	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦 北郡、球磨郡	県南広域本部 〒866-8555 八代市西片町1660 (八代総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0965-33-3180 ○納税に関すること Tel 0965-33-2184
	天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 〒863-0013 天草市今釜新町3530 (天草総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0969-22-4239 ○納税に関すること Tel 0969-22-4370
自動車取得税 自動車税	県下全域 ※減免に関するご相談は各広域本部 でも受け付けます。	自動車税事務所 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-37 ○課税の内容等に関すること Tel 096-368-4020(代表)

# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



## 感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年2月29日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。



## 換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

# “ 正しく恐れて、感染を防ぐ ”

熊本県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症」

サイト (Q&A など) をご参照ください。

